

BBS運動 基本原則解説

日本BBS連盟

目 次

第1章 BBSの定義	1
1. BBSの目的・定義	1
2. 運動の理念	4
第2章 BBSの実践活動	5
1. ともだち活動	5
2. 非行防止活動	9
3. 自己研鑽	11
第3章 BBSの組織	12
1. BBSの組織	12
2. 各組織の役割	13
3. 組織の運営	15
4. BBSの会員	16

この「解説」は、平成16年（2004年）5月23日に改定した「BBS運動基本原則」についてのもので、平成17年5月21日に制定された。その後、更生保護法の制定、更生保護委員会・保護観察所の組織改編があり、条文等は現行に合わせた。

BBS運動基本原則解説

《はじめに》

1. この解説は、BBS運動基本原則の理解を深め、それぞれの会員が実際に活動を行う際の指針となることを願い、また、自らの活動を考える基礎となることを願って作成するものである。
2. この解説は、様々な社会環境の変化の中で、現在のBBS運動やその活動対象となっている少年達の状況を踏まえ、それぞれの会員が理解しておくべき基本的な内容を示すものである。
3. この解説は、BBS運動を取り巻く社会環境に即して基本原則や解説の内容を改訂すること、また、地域の実情に合わせて、合理的な範囲内で読替や解釈を行うことを容認しているが、その際の基本となる考え方を示している。

《基本原則》

第1章 BBSの定義

1. BBSの目的・定義

- | |
|---|
| (1) BBS運動は、非行少年や社会不適応少年のいない、犯罪や非行のない
明るい社会の実現を目的とする。 |
|---|

《解説》

BBSとは、Big Brothers and Big Sistersの略称である。

非行少年とは、犯罪少年（少年法3条1項1号）⁽¹⁾、触法少年（同項2号）⁽²⁾、
虞犯少年（同項3号）⁽³⁾、及び警察官職務執行法に基づき定められた少年警察活
動規則2条6号に記載されている行為を行った少年⁽⁴⁾をいう。

具体的には、以下の通りである。

- (1) **犯罪少年**とは、刑法及び刑事特別法が規定する罪を犯した少年
- (2) **触法少年**とは、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
- (3) **虞犯少年**とは、次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。

- 1 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
- 2 正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと。
- 3 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所
に出入りすること。
- 4 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

(4) **不良行為少年**とは、次の行為を行った少年を指す。

- 1 飲酒、喫煙、けんか、盛り場徘徊、深夜徘徊、怠学、怠業、家出、そ
の他自己又は他人の徳性を害する行為
- 2 上記の行為を複数若しくは反復継続して行っている場合は、虞犯行為
として認定されやすい

社会的不適応少年とは、一般には、不登校^⑤、引きこもり^⑥、かんもく(緘黙)^⑦、
その他社会生活への適応が困難となっている少年を指すが、ここでは、児童虐
待の被害者となっている少年や犯罪やいじめの被害に遭っている少年等をも含
む。

(5) **不登校**とは、かつては、非行の前段階の行為として、将来非行に結びつく
虞がある行為とされていたが、その原因には様々な理由があることから、近年
では、文部科学省等でも問題行動ではなく、自分探しに必要な行為の一つと肯
定的な評価を与えている。文部科学省は、不登校を「何らかの心理的、情緒的、
身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは登校したくとも
できない状況にあるため、年間30日以上欠席した者の内、病気や経済的な理由
による者を除いたもの」と定義している。

(6) **引きこもり**とは、引きこもることによって、強いストレスを避け、仮の安
定を得ている。しかし同時に、そこからの離脱も難しくなっているというこ
ろに特徴のある、多様性を持ったメンタルヘルス(精神的健康)に関する問題
であり、様々な要因によって社会的な参加場面が狭まり、就労や就学などの自
宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態をいう。

生物学的要因が影響している場合には、専門的な治療も必要なことから、安
易な関与は避けるべきであり、心理的、社会的側面や背景も複雑にからんでい
ることも多く、この場合の引きこもりへの援助活動は、BBSの活動対象として
はそぐわないと考えるべきである。

(7) 緘黙とは、人に対して関係を閉ざしているもので、これには、場面緘黙と完全緘黙の二つがある。前者は、特定の個人に対して関係を閉ざしているものであり、後者は、総ての個人に対して関係を閉ざしているもので、場面緘黙に比し、対応が困難とされている。

犯罪や非行のない明るい社会に暮らすことを、我々は求め続けているが、その時代時代の社会環境によって十分な成果を挙げて来られてはいない。現在では、居場所を失った多くの子ども達が、子どもの健全な成長にとっては必ずしも良い影響を与えない社会環境に逃げ場所を求め、その結果非行に陥ったり、いろいろな事件の被害者となっている。

犯罪や非行のない社会とは、子どもも大人も安全で、自由で、かつ安心して生活できる地域社会を最小単位として構成された社会である。

(2) BBSは、少年の自立支援のための青年ボランティアである。

《解説》

少年の自立とは、将来自分はどのような人間として生きていくのか、そのために今何を為すべきかを模索し、悩み、自己実現していくことをいう。

青年ボランティアとは、その主体が青年層で構成されているボランティア^⑧を指す。具体的な実践活動を行う上では、青年層が主体となることとなるであろうが、近年、青少年の健全な社会化を促進する上で不可欠な縦の人間関係が希薄となり、社会的なルールを内面化しきれていない事を背景とする社会問題が多くなっていること、会員そのものも異年齢接触による自己啓発の必要なことも垣間見られること、後に述べる関係機関・団体等との良好な関係を構築・維持していく必要等の理由から、広範な幅のある層が自主的に責任をもって参加していることが望まれる。

(8) ボランティアとは、ラテン語の voluntarius という「自由意志」を意味することばが語源となっている。ボランティア活動の基盤をなすボランタリズムでは、その行為の「主体性」や「自主性」が重んじられてきたが、たんにボランティア活動を行う自発性という意味だけではなく、そこには個人の思想や行動が公権力から独立し、自由であるという側面も含まれている。つまりボランテ

ニアは、個人の意思や責任において活動を行う自由な市民という意味でもある。

ボランティア活動には、直接、問題解決に取り組む「サービス型」と、社会制度の改廃や世論形成に取り組む「アクション型」の活動形態があり、両者が統合的に展開されれば市民の自治活動としても位置づけられる。なお、一般に無償活動と理解されているが、無償の概念に実費弁償などを加えると非営利有償活動との差は相対的な違いとなる。そこで最近では対価の授受に関係ない表現として「市民活動」の用語も使われる。

これに関して、近年、ボランティアと同様の活動を行うことに対して、いくばくかの報酬を得る形態を総称して**有償ボランティア**とよぶことがある。住民が、住民参加型在宅サービス提供団体などに参加、登録し、その団体の福祉サービスの担い手となり、一定時間の活動に応じ報酬を得ている場合などが典型である。

2. 運動の理念

BBS運動の理念は、友愛とボランティア精神を基礎とし、少年と同じ目の高さで共に考え学びあうことである。

《解説》

友愛（フラテルニテ）とは、相互に相手にとって良きことを願いあう兄弟愛・隣人愛から、さらに人間全体をも同じ仲間として共感し包みこもうとする観念をいう。自由（リベルテ）・平等（エガルテ）と並びフランス革命の標語の一つとされ、人権思想や近代民主主義の基礎となっていった概念である。

ボランティア精神とは、Volunteer・Spirit や Volunteer・Mind と呼ばれることがあるが、ボランティア活動の精神である自由意志、自発性、無償性、先駆性、連帯性などを表す際に使われることばである。

同じ目の高さとは、BBS会員が、少年と同じ目線に立つことによって相互理解と信頼関係が形成され、それがともだち関係を形成するための基礎となることを指すものである。また、ともだち関係に立ち、共感的理解を得ることは、上下、指導と助言、命令と服従等の関係にある場合には困難であることを意味している。

第2章 BBSの実践活動

1. ともだち活動

- (1) BBS運動を特色づけてきた重要な活動である。
- (2) 非行少年や社会不適応少年と「ともだち」になることを通して、彼らの自立を支援する活動である。

《解説》

ともだち活動は、BBS運動を特色付けてきた、重要な活動であるが、これには、非行少年に対する再非行防止活動としてのものと、社会不適応少年に対するものに大別することができる。前者は、特に保護観察中の非行少年に対するもので、ともだち活動の中核部分と位置付けられ、対応の仕方は、BBS会員と非行少年の One to One 活動⁽⁹⁾ がその中心であるが、グループ・ワーク⁽¹⁰⁾などの集団技法を利用した活動も必要に応じて行われる。One to One 活動は、開始時期と終了時期があるのが一般的であり、依頼される機関によってその終了時期が示されるが、依頼期間中は、BBS会員と少年との関係は継続した関係が保たれる。グループ・ワークが、施設訪問の形態を取る場合は、その訪問先の施設（関係者）との関係では継続性が必要である。

活動実態報告（書）などに記載する場合は、グループ・ワークは、その性格上、「ともだち活動」と見なすことはできない。ただし、ともだち活動中のペアが参加している場合や、グループ・ワークの機会を初回面接として利用しているなど特段の事情がある場合は、この限りではない。

ともだち活動等が依頼される前提として、依頼元と地区BBS会及び所属会員の信頼関係が基本であることはいうまでもない。信頼関係を醸成するためには、地区会を知ってもらうこと、会員自身を知ってもらうこと、そして、依頼元を知ることが最も基本的なことである。少年を一定期間預けうるだけの人格を有しているか否かが依頼できるかできないかの判断を左右することになるからである。また、引き受け後の報告・連絡・相談もタイムリーに行うことが信頼関係を増し、強くする重要なポイントであることを忘れてはならない。

この信頼関係は、依頼元との関係だけではなく、少年との関係でも重要であ

ることは忘れてはならないことである。

(9) One to One (活動) は、かつて One Man One Boy (活動) と呼ばれていたものであるが、ジェンター・ハラスメントの指摘から、アメリカのBBS運動団体でも1980年代当初から使われなくなっている。これは、原則として、一人の会員が一人の少年と関わるという意味で使われている。

この場合は、会員と少年のベストマッチが重要であり、会員の有する技量や性格、その他の条件と少年のニーズが一致するようにマッチングを行う必要がある。しかし、活動継続中にベストマッチが崩れることもあるため、途中の変更やバックアップも考慮すべきで、無理に継続することは厳に慎むべきである。本来は、スーパーバイザーの支援が必要である。

この活動は、『ともだち活動』と『仲間活動』の2つに分けることができる。前者は、同じ世代間の共感的理解を基本とした関与の形態で、後者は、異年齢間の受容的理解を基本とした関与の形態である。青少年の社会化を促進するためには、縦の人間関係によって社会の基本的枠組であるルールを知り、体験を踏まえて内面化させる社会規範の修得と、横の人間関係—すなわち、同世代間に存在する peer culture (仲間文化) を基礎とする厳しい目線の中に置かれることによって内面化され、修得される価値観や行動様式とを調和的に学ぶことが必要である。この2つの目的を達成するものとして、One to One (活動) がある。

ともだち活動の始期と終期は、ともだち活動は、関係機関・団体等からの依頼により、BBS会員が少年と初回面接を行い、双方が継続してコミュニケーションを行うことが同意されたことによって開始され、関係機関のスーパーバイザーから依頼を解除することが宣告された時をもって終了する。ここに、BBSが行うともだち活動の特徴がある。それは、擬似(的な)ともだち関係を形成して行われる活動であることから『いわゆる擬似ともだち活動』ともいわれるのである。

(10) グループ・ワークなどの集団技法を利用した活動は、主として施設訪問や複数の会員が複数の少年達とプログラムを実施する場合に利用されるものであるが、様々な手法があるので、実施されるプログラムに最も適したものを選択することになる。この場合には、事前研修などを通じて、会員の技量・能力の向上、及び技量・能力の把握に努めておくことが肝要である。

再非行防止活動は、依頼元が、警察、家庭裁判所、保護観察所などであることから、スーパーバイザーとして誰が会員と少年との調整、助言を行うのか、活動に伴う責任の所在は誰なのかを明確にしておくことが必要である。少なくとも、会員の日常的なスーパーバイザーである保護観察所の担当官との連絡・相談がスムーズに行われることが不可欠である。

社会不適応少年に対する依頼は、必ずしも専門機関から為されるとは限らないが、BBSだけで対応するのではなく、保護観察所の担当官を主とする専門家の助言を得られやすいよう普段からネットワークを形成しておくことが必要である。

守秘義務とは、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないという、公務員の職務上の義務をいう。この義務（守秘義務、黙秘義務）は、職を退いた後にも継続して課せられる〔国法100〈1〉、地公34〈1〉〕。

BBSに関わる活動の対象少年の多くが、守秘義務によって保護されている少年達である。ボランティアといえどもこれらの少年に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならないことは当然であって、公務員などに準ずる者として見なされることから、守秘義務を負わなければならない。

BBS活動中に知った、当該少年の秘密に関し、法令に違反する事項である場合は、その取扱いに苦慮すると思われる。一般には、自主的に申告することを勧めるなどの必要があるが、信頼できるスーパーバイザーに相談し、解決を委ねることも考えなければならない。

(3) 関係機関・団体等と協力し、地区会等の組織として行う。

《解説》

関係機関・団体等とは、法務省保護局・地方更生保護委員会・保護観察所・少年院・家庭裁判所¹⁰⁾、法務局の人権擁護部¹¹⁾、都道府県警察本部・警察署等の関係官署、都道府県、市町村等の自治体、児童相談所、児童自立支援施設、青少年補導センター（地域によって様々な名称が使われている）、少年サポートセンター、教育委員会、学校等の機関と、保護司の各組織・更生保護女性会の各組織・その他更生保護施設・社会福祉協議会（都道府県・市町村）・青少年育成

都道府県民会議・青少年健全市町村民会議・その他の青少年育成関係団体（ボランティア組織、NPO、NGOを含む）等のほか、更生保護協会、共同募金会等の財政支援団体・機関をいう。

これら関係機関・団体の設置・活動根拠は法律によっているものがほとんどであり、これらの機関・団体の所管する事業や主権する事業に参加・協力する場合には、関係者の許諾を得ることが必要かつ十分条件であることを忘れてはならない。

(11) 少年法 25 条による「試験観察」の一環として、家庭裁判所調査官から依頼される。この場合は、スーパーバイザーは家庭裁判所調査官となる。試験観察の種類として、「在宅試験観察（同条 2 号）」と「補導委託試験観察（同条 3 号）」とがあり、BBSが関わる場合は前者であることが多い。

(12) 法務省人権擁護局の外局として 8 法務局 42 地方法務局があり、人権擁護部では、青少年の人権侵害事案の調査、援助などが行われており、地域には人権擁護委員が委嘱され活動をしている。近年では、児童虐待事案についても相談が多くなっている。BBSが関与する場合はまれであろうが、十分注意を払う必要がある領域と思われる。

(13) 少年鑑別所に関しては、観護措置として収容され、または鑑別の必要上収容されていることから、BBSの活動対象にはなじまない。

NPO、NGOに関しては、その活動実態や実績を十分調査し、慎重に検討した上で、関与することが望ましい。

新聞・TV等の報道機関に関しては、BBS運動（活動を含む）を広く広報する媒体としてみた時には有用であるが、いわゆるともだち活動等の具体的活動を報道対象とすることは、対象者のプライバシー（権）の保護や守秘義務との関係で、必ず避けなければならない。報道機関と接触する場合は、必ず保護観察所のBBS担当部局と事前に連絡・相談を行い、独自の対応をしないよう注意する必要がある。

(4) 少年の状況を考慮し、社会参加活動・地域活動等の方法も導入し柔軟に行う。

《解説》

社会参加活動には、家庭裁判所が試験観察¹⁴⁾の一環として実施しているものと、保護観察所が保護処分¹⁵⁾のプログラムの内容として実施しているものがあり、それぞれ家庭裁判所調査官¹⁶⁾、または、保護観察官¹⁷⁾の指導と監督の下で少年が地域社会の福祉施設や公共施設において行われている。

地域活動には、地区会が独自に行うものと、他の団体の行事に参加するものがあり、地域に根ざした伝統行事や文化の伝承活動等も含まれ、それぞれの地域で特徴のある活動も多岐にわたることから、日頃からの他団体の行事などに関する情報の収集に努めることや BBSの活動内容を発信することにより関係の維持・確保することが肝要となる。

(14) (11) 参照

(15) 少年法 24 条 1 項 1 号による終局処分としての保護観察・更生保護法 48 条 1 号の保護観察対象者を指す

(16) 例えば、東京家庭裁判所のように、家庭裁判所によっては、少年友の会の会員でもある調停委員が参加する場合がある

(17) 担当保護司や更生保護女性会員が参加する場合もある

2. 非行防止活動

(1) 青少年や地域に広く働きかけ、青少年の健全な発達支援や明るい社会環境作りを行う活動である。

《解説》

非行防止活動とは、再非行防止活動と非行防止活動の二つを指し、前者は、非行少年としての手続中の少年が、再度非行行為を犯すことの無いようにする活動の総称である。後者は、少年達の非行化の防止に向けた活動¹⁸⁾と、非行の誘因となる社会的環境を地域社会から無くしていく活動¹⁹⁾の総称である。それぞれ、具体的な実践活動と、啓発活動とがある。

地域によっては、非行少年などが見受けられないことも考えられるが、これらの地域にあつては、非行防止活動を積極的に展開し、地域住民が安心して暮

らせる地域作りを関係機関・団体と協力して実施することが望ましい。また、非行少年などが生じた時に、これに対応できるようにしておくべきであろう。そのためには、再非行防止活動に資する研修・講習などへの参加を奨励し、自己研鑽に努めることを忘れてはならない。近隣の他の会が実施するグループ・ワークや保護観察所などが実施する社会参加活動への参加・協力も有益である。

(18) 非行防止活動のうち少年に直接向けられた活動には、地域の実情に合わせた特色のあるものが考えられる。例えば、地域の文化の伝承を目的としたもの、スポーツクラブ、子供会活動、フリー・スクール、居場所作りの活動、その他様々なものがある。近年、学校では、心の相談室への協力や総合学習への協力を地域の個人や団体に求めるところが増えていることから、これらのニーズにも応えられるよう配慮すべきである。いずれの場合も、それぞれの場面で、少年自身が自信と達成感、所属欲求と愛着感が満たされるよう、場面設定と役割分担を工夫することが必要である。

(19) 非行の誘因となる社会的環境を地域社会から無くしていく活動とは、犯罪や非行を助長するような情報の規制や施設の撤去を含めた有害環境の浄化活動、被害の発生を防ぐための物理的環境チェックや意識の啓発に向けた活動を自治体や警察、一般のボランティア団体（NPOを含む）などと共同して実施することが望ましい。

※ これらを有効に行うためには、他の機関、団体、ボランティアのメンバーの他に、イベント開催時会員、一日会員など多様な形での会員参加を得やすい環境づくりと日々の交流を継続しておくなどの工夫をすべきである。

(2) 関係機関・団体等と協働し、各地域の実情に即した様々な方法で行う。

《解説》

各地域の実情に即した様々な方法とは、例えば、保護司会や更生保護女性会、社会福祉協議会、青少年健全育成市町村民会議、自治体等と連携・協働して、地域（街）作りや伝統文化や芸術の伝承活動、我が街意識を形成・啓発できる活動等、それぞれの地域のニーズを汲み上げ、これに合わせた活動がある。これらの活動を効果的に行うためにも、日頃から関係機関・団体等との人的関係

の構築に努め、情報の収集とBBS独自の情報発信に積極的に努めることが肝要である。

3. 自己研鑽

(1) BBS活動を行うために必要な知識・技術等を身につける。

《解説》

BBS活動を行うために必要な知識・技術等とは、非行少年や社会不適応少年をありのまま理解し、相互に理解し合うための基礎となる対人理解の技法であって、これらを先ず習得することが望まれる。その方法としては、BBS組織が実施する各種の研修会、関係機関・団体が実施する研修会に参加し学ぶことも重要である。勿論、様々なチャンネルを介して対人理解のスキルアップに努めること、グループワークを実施する際のコミュニケーション技法、ゲーム・レクリエーション技法などを習得しておくことも必要である。それぞれの会員が持っている特技や趣味も他者とのコミュニケーションを取る際、非常に重要な要素となることから、日頃からスキルアップに努めることも大切である。なお、その場合、『良く聴く耳を持つこと』が基本である。また、心理学や社会学を学んだ上で臨床(実習)を経た上で習得する技法については、生兵法はかえって、少年達との信頼関係を壊すことにも繋がることから、細心の注意が必要である。例えば、相談を受ける場合は、相談業務を実施している機関・団体やNPO等の専門家の指導・助言を受けるなど事前の準備を十分行うべきである。なお、PCを利用したネット相談は、極めて危険である。

(2) 社会の一員として、また少年たちの兄や姉として信頼されるよう努める。

《解説》

兄や姉として信頼されるとは、身近な年齢で、感情、感覚、知識などを共有し得、かつ社会的にも人として真摯に一生懸命生きている、その様な生きざまを通して少年達から模範とされる、という意味である。

第3章 BBSの組織

1. BBSの組織

(1) 地区BBS会 地域（学域・職域を含む）を単位とする。

《解説》

地域(学域・職域を含む)とは、行政単位の地域が中心であることを示しているが、複数の市町村や郡を包含するものもあり、また単一保護区や複数の保護区にまたがっているものもある。これが中心となる地区会であるが、大学(専門学校・短大も含む)単位や学生サークルとして組織されているものや、会社や事業所単位で組織される形態もある。大学単位で組織されているものについては、継続性の観点から、大学の教職員がアドバイザーという形で関与することが望ましいし、ともすれば活動が地域と関係なく大学内に留まってしまい、BBS本来の活動から離れる恐れもあるので、学生達の主体性を育むような配慮をした上で、地域を基礎とする一般的な地区会との交流やその支援を受けることが重要であろう。会社や事業所単位のものについては、企業の社会貢献の一環として推奨され、優遇されることも考えられることから、持ち味を生かした活動として今後の展開が望まれる。

(2) 都府県BBS連盟 都府県（北海道は札幌・函館・旭川・釧路の4つとする）を単位とする

《解説》

都府県とは、47都道府県という行政単位ではなく、司法行政単位のことを指す。従って、北海道にあつては、札幌・函館・旭川・釧路の4つの単位となり、裁判所、検察庁、保護観察所と同様の管轄区域を意味する。なお、保護司会及び更生保護女性会も同様の管轄となっている。なお、BBSに関しては、各保護観察所の企画調整課⁽²⁰⁾及び処遇部門⁽²¹⁾が対応することになっている。

(20) 都府県連盟に対する助言や援助に当たるほか、関係団体に同様のサービスを行っている。

(21) ともだち活動やグループワークの依頼元であるほか、BBS活動における

スーパーバイザーの役割を担ってくれる地区担当官が在籍している。

- (3) 地方BBS連盟 北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州の8つのブロックを単位とする。

《解説》

8つのブロック単位とは、8つの司法行政単位のことを指す。例えば、高等裁判所、高等検察庁、矯正管区、管区警察局など同様に、北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州に関係官署が置かれている。BBSに関しては、各地方更生保護委員会の更生保護管理官室が対応することになっている。

- (4) 日本BBS連盟 全国を統一した組織として東京に置く。

2. 各組織の役割

- (1) 地区BBS会 実践活動の主体として、地域の実情に合わせて様々な活動を行う。

《解説》

実践活動の主体としては、BBS会員が行うともだち活動や非行防止活動は、個々の会員が関係機関・団体等から依頼を受けるのではなく、地区BBS会が当該地域社会（の構成員）からの信頼に基づき受けるということを意味する。このことは、とりもなおさず、従前からの活動実績がその信頼と尊敬の源泉となっていることを示しており、加えて現在の各会員の日常の努力と切磋琢磨があることを忘れてはならない。従って、会員個人が主体となっているわけではない。地区BBS会が主体的にとは、構成員が独立して実践活動を行うということではなく、直接活動をする個々の会員の後には常に地区BBS会という組織の存在があることを忘れてはいけないということである。

地域の実情に合わせてとは、地区会は、必ずしも一般的な地域社会を構成する要素としての行政区画（保護司の分区などを含む）と一致した活動範囲を有しているわけではない。また、それぞれの会が活動している地域の地理的特性や住民構成、文化的な特徴によってもBBSの活動を特徴づけるともだち活動を実施する必要性が薄い地域も存在する。

従って、地区会が活動範囲とする地域の実情を的確に把握し、例えば、保護司会や更生保護女性会、社会福祉協議会、青少年健全育成市町村民会議、自治体等と連携・協働して、地域（街）作りや伝統文化や芸術の伝承活動、我が街意識を形成・啓発できる活動等、それぞれの地域のニーズを汲み上げ、これに合わせた活動をすることも重要である。これらの活動を効果的に行うためにも、日頃から関係機関・団体等との人的関係の構築に努め、情報の収集とBBS独自の情報発信にも積極的に努めることが肝要である。また、自己研鑽に努めておくことも必要である。

- (2) 都府県BBS連盟 都府県内の各地区会活動の充実のために必要な支援や連絡調整を行う他、各地区会の枠を超えた活動の支援等を行う。

《解説》

各地区会の枠を超えた活動とは、各地区会単独では実施できないプログラムや複数の地区会が協力し合って行った方が効果的である活動等については、その連絡調整・企画運営面で、支援することが望ましいことが多いからである。また、自治体・その他の団体と共催で行う場合にも、各都府県連盟が参画することが望ましい。

- (3) 地方BBS連盟 ブロック内の各連盟間の連絡調整を図り、都府県連の枠を超えた活動の支援等を行う。

《解説》

都府県連の枠を超えた活動とは、複数の都府県連盟が共催する事業や異なる地方に属するが隣接する都府県連盟あるいは地区会が共同して実施する方が効率的に事業が行える場合にその連絡調整の必要があるからである。この場合には、関係機関・団体との連絡調整については、行政組織が関わる場合には、その特性から特に地方連盟の関与が必要になることが多いと予測される。

- (4) 日本BBS連盟 全国BBS組織の連絡調整と活動の充実のための企画や全国的なBBS運動の強化発展のための活動を行う。

《解説》

連絡調整とは、基本は、BBS活動に関するあらゆる分野の情報収集・分析・発信にあるが、各組織で実践されている活動の正確な把握と評価、各組織への照会・展開に向けた取組み、各地で実践されている活動のBBSの目的に照らした整合性と統一性の担保を目的とした調整がある。

3. 組織の運営

(1) 更生保護機関等の支援・協力を受け、相互の連携を図る。

《解説》

支援・協力を受けとは、活動の性質上、スーパーバイザーとしての役割を保護観察官（主として地区担当官やケース依頼担当官、または担当保護司）等に委ねている現状と組織の維持・確保・運営面での実際的な運用に即する限り、その支援を受けざるを得ないことから、より実質的な協力を得られるようにとの意味合いを含む。

(2) 関係機関・団体等と協力体制をとるときは、各組織単位で行う。

《解説》

各組織単位で行うとは、個人で行動すると、円滑な意思疎通を欠き、あるいは活動の継続性を失うことがあるので、各組織内での報告・連絡・相談『いわゆるほうれんそうである』を十分行った上で、各組織構成員に必要な情報の開示と意見集約を行い、相反する行動が生じないように配慮し、対外的に行動する場合は、組織としての一体性を維持して行うことが求められる。

(3) 各組織の運営については、健全財政を保つように努め、各組織間の連絡を密にし、相互に協力する。

《解説》

健全財政を保つとは、自己財源、助成、寄付（金）などの収入に見合った事業（支出）計画を立て、収支のバランスを保ち、安定的な財源の確保・維持に努めることを意味している。このためには、所属会員数の一定数確保と賛助会

員（団体及び法人会員を含む）の確保も考慮すべきである。また、OB・OG会員の組織と連携を保つことも望ましい。

4. BBSの会員

(1) 会員は、BBS運動の趣旨に賛同し入会を認められた青年が主体である。

青年が主体とは、BBS活動が少年とのともだち活動を中心に行われることから、少年とのコミュニケーションが取れないほどの年齢差が生ずることを避ける意味であり、実年齢で制約を受けるものではなく、入会時や退会時の年齢を設定することを意味するものではないが、活動対象となる少年の年齢を考慮した場合、実際に（単独で）活動する会員の年齢を考慮することを妨げるものではない。

これに対し、関係機関・団体等との交渉や調整を図る場合には、社会経験が豊富な年齢を重ねた者が各組織に適当な人数所属していることが求められ、活動の幅を広げる意味でも、広範な年齢層を確保するべきであろう。

(2) 会員は、第3章の1に記載されたいずれかの組織に所属するものとする。

《解説》

いずれかの組織に所属するとは、基本的には、最小単位である地区会に会員として所属することが原則であるが、例えば、地区会での活動には従事しないものの都府県連盟・地方連盟の事業や事務を担う者として会員となる場合がある。

(3) 会員が行う活動は、いずれもその所属する組織の一員として行うことによる責任を伴うことを自覚し、BBS運動の目的に資するものでなければならない。

《解説》

組織の一員として行うとは、BBS活動が、BBS（総体）に対する社会の信頼によって担保されているものであり、一人ひとりの活動であっても、個人のものではなく、BBSの活動として社会的には評価されることから、組織を離れた単独行動はないという趣旨である。それ故、事前・事後の連絡・報告・相談を会員相互、及び関係機関・団体等と取ることを怠らないようにすることが是非とも必要である。

BBSの歌

作詞：羽柴 達
作曲：島崎 一郎
編曲：古関 裕而

- (1) 緑萌しく 野に立てば
足並み軽く リズムにのって
希望の歌を 青空高く
とどかせましょう 子等の声
必ずくるくる明るい社会
さあ手をつなごう つなごうBBS
- (2) あの街角や この道に
今日も晴れた 朝がくる
めぐみ知らない 人々の
心にとぼそう 愛の灯を
(以下はくりかえし)
- (3) 淋しい弟 妹よ
きつとのぼそう 君達の
生命のめばえ すこやかに
誓う心に 血が通う
(以下はくりかえし)

会員綱領

- 一、BBS会員は、友愛と良識をもって、非行少年のよいともだちとなります。
- 一、BBS会員は、すべての人の信頼と尊敬をうけるよう、自己の反省と練磨に努めます。
- 一、BBS会員は、明るい社会の建設に寄与します。



日本BBS連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-9 更生保護会館内
〒151-0051 ☎03-3356-7383 FAX03-3356-7610
ホームページアドレス <http://bbs-japan.org>